

当院における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス（COVID-19）は飛沫及び接触により感染すると言われており、歯科治療においては飛沫（エアロゾル）を伴う処置が多く、感染拡大のリスクが高いものと考えます。

当院といたしましては、安全性と信頼性を向上させる取り組みとして来院時の検温と問診を実施し、下記に該当する方の診療については、感染症法上の発熱の定義に基づき、**当面の間、診療室への入室規制の対応**を取らせていただきますので、ご理解の上ご協力いただきますようお願いいたします。

- A) 14日以内から現在まで37.5℃以上の発熱がある方（解熱剤を飲み続けなければならない方も同様）
- B) 14日以内に、海外に渡航歴がある方、あるいはそのような方と最近接触がある方
- C) 14日以内に、強い呼吸器症状（咳や鼻汁）と倦怠感のある方
- D) 14日以内に、味や匂いがわかりにくいといった症状のある方
- E) 14日以内に、同居者の中に、上記の事項が当てはまる方

また、院内感染を極力防ぐため、**来院時に37.0℃以上の熱がある方や咳などの感冒症状のある方に関しましては、治療内容の規制の対象となります。**（患者様それぞれの状態を考慮し、エアロゾルの飛散する処置について延期または中止の検討を歯科医師が判断致します。）

37.5℃以下でご自身の活動に問題がなくても、平熱と比較し1℃以上高い場合は、万が一の感染を考慮し、念の為ご来院をお控えいただきますようお願いいたします。

上記の基準に該当し、やむを得ずキャンセルとなった場合、可能な限りお早めの次回アポイントをご用意出来るよう努めますので、熱のある方は解熱後14日経過後に改めてご予約のお取り直しをして頂ますよう、お願いいたします。

なお、患者様に基準値以上の発熱が認められない場合でも、お付添の方や同居の方に基準値を超える発熱が見られる場合には、上記に準ずる対応を取らせて頂きますので、ご協力をお願い致します。

以下、厚生労働省資料

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

新型コロナウイルスを防ぐには

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596861.pdf>